○厚生労働省告示第百三十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第四項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表の５のイの注２中「特定施設入居時等医学総合管理料」を「施設入居時等医学総合管理料」に改める。

別表の６を次のように改める。

６　通所介護費

イ　通常規模型通所介護費

(1)　所要時間３時間以上５時間未満の場合

㈠　要介護１	380単位
㈡　要介護２	436単位
㈢　要介護３	493単位
㈣　要介護４	548単位
㈤　要介護５	605単位

(2)　所要時間５時間以上７時間未満の場合

㈠　要介護１	572単位
㈡　要介護２	676単位
㈢　要介護３	780単位
㈣　要介護４	884単位
㈤　要介護５	988単位

(3)　所要時間７時間以上９時間未満の場合

㈠　要介護１	656単位
㈡　要介護２	775単位
㈢　要介護３	898単位
㈣　要介護４	1,021単位
㈤　要介護５	1,144単位

ロ　大規模型通所介護費(I)

(1)　所要時間３時間以上５時間未満の場合

㈠　要介護１	374単位
㈡　要介護２	429単位
㈢　要介護３	485単位
㈣　要介護４	539単位
㈤　要介護５	595単位

(2)　所要時間５時間以上７時間未満の場合

㈠　要介護１	562単位
㈡　要介護２	665単位
㈢　要介護３	767単位
㈣　要介護４	869単位
㈤　要介護５	971単位

(3)　所要時間７時間以上９時間未満の場合

㈠　要介護１	645単位
㈡　要介護２	762単位
㈢　要介護３	883単位
㈣　要介護４	1,004単位
㈤　要介護５	1,125単位

ハ　大規模型通所介護費(II)

(1)　所要時間３時間以上５時間未満の場合

㈠　要介護１	364単位
㈡　要介護２	417単位
㈢　要介護３	472単位
㈣　要介護４	524単位
㈤　要介護５	579単位

(2)　所要時間５時間以上７時間未満の場合

㈠　要介護１	547単位
㈡　要介護２	647単位
㈢　要介護３	746単位
㈣　要介護４	846単位
㈤　要介護５	946単位

(3)　所要時間７時間以上９時間未満の場合

㈠　要介護１	628単位
㈡　要介護２	742単位
㈢　要介護３	859単位
㈣　要介護４	977単位
㈤　要介護５	1,095単位

注１　イからハまでについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所（指定居宅サービス基準第93条第１項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定通所介護（指定居宅サービス基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所介護計画（指定居宅サービス基準第99条第１項に規定する通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

２　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間２時間以上３時間未満の指定通所介護を行う場合は、注１の施設基準に掲げる区分に従い、イ(1)、ロ(1)又はハ(1)の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

３　イからハまでについて、日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間７時間以上９時間未満の指定通所介護を行った場合又は所要時間７時間以上９時間未満の指定通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定通所介護の所要時間と当該指定通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が９時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　９時間以上10時間未満の場合	50単位
ロ　10時間以上11時間未満の場合	100単位
ハ　11時間以上12時間未満の場合	150単位
ニ　12時間以上13時間未満の場合	200単位
ホ　13時間以上14時間未満の場合	250単位